

## 給食の停止等に係る手続きについて

学校給食費は、各学校各学年の年間行事予定をもとに、年度当初に毎月の徴収金額を通知させていただきます。給食費につきましては、特別な事情がない限り、この年度当初の通知金額を徴収させていただきますこととなります。なお、特別な事情とは、下記のどちらかの要件を満たした方となります。

### 1 牛乳アレルギー等に係る減額

牛乳アレルギー等（乳糖不耐症を含む）に伴い医師の診断書と併せて「牛乳アレルギー等に係る給食費減額申請書」を学校へ提出している方

### 2 給食停止に係る減額

傷病や転出・転校に伴いあらかじめ、給食を喫食できない期間が判明しており、給食実施日の7日前までに「尼崎市学校給食（停止・再開）届」を学校へ提出している方（夜間中学校は給食実施日2日前の午前11時まで、定時制高等学校は給食実施日前日の午後5時まで）に提出。

ただし、給食の停止については、土日祝日を除き、5日連続で欠食する場合のみ停止可能とします。また、旅行等私的な理由での給食停止は原則認められません。

### 1 牛乳アレルギー等に係る減額手続きについて

- (1) 第4号様式「牛乳アレルギー等に係る給食費減額申請書」を牛乳の停止を希望する7日前までに学校へ提出してください。
- (2) 第4号様式を学校が受理し、第4号様式に学校が收受印を押印した後、学校から教育委員会へ送付されます。学校の收受印を押印した日の翌日から起算して7日以降について、変更後の牛乳本数を**教育委員会(学校給食センター)**へ連絡します。
- (3) 減額開始された日が月途中であっても、その月の月額給食費は定額(小学校の場合4,000円)で徴収し、減額は提出があった月の次の月から行います。  
なお、牛乳の発注を止められた日から、給食費を減額するまでの日数分の牛乳料金は3月分等の給食費で減額調整または還付を行います。

### 2 牛乳の提供再開に係る手続きについて

- (1) 第5号様式「学校給食牛乳提供再開申請書」を牛乳再開を希望する7日前までに学校へ提出してください。
- (2) 第5号様式を学校が受理し、第5号様式に学校が收受印を押印した後、学校から教

育委員会へ送付されます。学校の収受印を押印した日の翌日から起算して、7日以降について、牛乳の追加発注について、教育委員会へ連絡します。

- (3) 牛乳提供が再開される日が月途中であっても、その月の月額給食費は牛乳料金を減額した金額を徴収し、増額は申請書の提出があった月の次の月から行います。

なお、牛乳の提供を再開した日から、給食費を増額するまでの日数分の牛乳料金は3月分等の給食費で調整しますが、3月分等の給食費で調整できない場合は追加徴収することがあります。

---

## 1 給食停止に係る手続きについて

- (1) 給食の停止を希望する7日前までに第3号様式「尼崎市学校給食（停止・再開）届」を学校へ提出してください。

- (2) 第3号様式を学校が受理し、第3号様式に学校が収受印を押印した後、学校から教育委員会へ送付されます。学校の収受印を押印した日の翌日から起算して7日以降について、変更後の食数を教育委員会（学校給食センター）へ連絡します。

- (3) 給食提供停止の開始日が月途中であっても、その月の月額給食費は定額（小学校の場合 4,000円）で徴収し、給食停止日（発注を停止できた日）から、給食を再開するまでの期間の給食費は、3月分等の給食費で減額調整または還付を行います。

## 2 給食再開に係る手続きについて

- (1) 給食の再開を希望する7日前までに学校へ第3号様式「尼崎市学校給食（停止・再開）届」を提出してください。

- (2) 第3号様式を学校が受理し、第3号様式に学校が収受印を押印した後、学校から教育委員会へ送付されます。学校の収受印を押印した日の翌日から起算して7日以降について、変更後の食数を教育委員会（学校給食センター）へ連絡します。

- (3) 給食提供の再開日が月途中であっても、その月の月額給食費は定額（小学校の場合 4,000円）で徴収し、給食停止日（発注を停止できた日）から、給食を再開する前日までの期間の給食費は3月分等の給食費で減額調整または還付を行います。